

(お知らせ)

平成 2 5 年 2 月 1 5 日
行 財 政 局

〔 担当 コンプライアンス推進室
TEL 222-4069 〕

京都市公正職務執行審議会の開催結果について

平成 2 4 年度第 2 回京都市公正職務執行審議会を開催しましたので、その結果について下記のとおりお知らせします。

記

- 1 日 時 平成 2 5 年 2 月 1 4 日 (木) 午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 2 5 分まで
- 2 場 所 職員会館 かもがわ 大多目的室 (3 階)
- 3 出席者 (敬称略)
委 員 藤岡一郎 (会長), 安保千秋 (副会長)
大西啓子, 梶谷正, 高木光, 平林幸子, 星川茂一
京都市 人材活性化政策監 田中照人, コンプライアンス推進室担当部長 吉田良比呂
コンプライアンス推進室副室長 岡田博史ほか

4 議事内容

(1) 不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の状況等について

平成 2 4 年度上半期における要望等の総数 9, 2 3 7 件のうち, 不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に該当するものは 1 件 (事案の概要については裏面参照) であった。当該案件につき事案の概要及び本市が講じた措置について報告し, これに対して意見をいただいた。

(2) 委員からの意見

要望者の不正な言動の背景には, 自転車政策に対して日頃抱いている不満があると思われる。こういった一つひとつの感情を丁寧に汲み取りつつ, 自転車問題の総合的な施策の推進を京都市にはお願いしたい。それが, 公正な職務の執行を確保することにつながっていく。

不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の概要

年 月	平成24年8月
関係部局	建設局
事案の概要	放置自転車等の撤去業務に従事する嘱託員と本市が放置自転車等の撤去業務を委託している事業者の作業員が、京都市自転車等放置防止条例に基づき、放置自転車の撤去作業を行っていたところ、要望者は、「京都市は無料駐輪場も作らずに放置自転車を撤去するのはおかしい。」などと主張した後、嘱託員及び作業員が共同で行っていた放置自転車の運搬車両への積み込み作業を妨害した。 さらに、要望者は、妨害を制止した嘱託員の制服の胸元をつかみ、揺さぶる暴力行為に及んだ。
講じた措置内容及びその後の状況	嘱託員は、狭い歩道上であるため、これ以上もめれば通行人など第三者に危険が及ぶと判断し、警察に通報した。 要望者は、公務執行妨害及び暴行容疑で現行犯逮捕された。 要望者は、無罪を主張していたが、平成24年12月19日に行われた公判で、懲役6月、執行猶予2年の判決が言い渡された（要望者は、同日控訴している。）。